

大型鯨類（総説）

背景

我が国にとって、鯨類資源は他の海洋生物資源と同様に漁業の対象であり、捕鯨は他の漁業同様に食料を確保する一つの手段となっている。そのため、資源が豊富で持続的な利用が可能な種は利用し、資源が少なく保護が必要な種には保護策を講じている。

鯨類資源の適切な保存を図って捕鯨産業の秩序ある発展を目指すことを目的とした国際捕鯨取締条約（ICRW : International Convention for the Regulation of Whaling）の下に設立された国際捕鯨委員会（IWC : International Whaling Commission）の管理対象種は 14 種（シロナガスクジラ、ナガスクジラ、イワシクジラ、ニタリクジラ、ミンククジラ、クロミンククジラ、ザトウクジラ、コククジラ、ホッキョククジラ、セミクジラ、コセミクジラ、マッコウクジラ、ミナミトックリクジラ、トックリクジラ）であり、ここではこれらの種を大型鯨類と定義する。

1972 年に開催された国連人間環境会議に端を発した欧米諸国を中心とする鯨類保護の機運は、時を経ずして IWC を席巻するようになり、大型鯨種の相次ぐ捕獲規制やそれに続く母船式操業規制（ミンククジラを除く）を経て、IWC による 1982 年の商業捕鯨モラトリアム採択に至った。この措置は、鯨類資源に関する科学的知見が不足している当時の状況を踏まえ、各鯨種・系群の資源状態に関わらず一時的に商業捕鯨を停止し、その間に最良の科学的知見を集めて、1990 年までにゼロ以外の捕獲枠の設定を検討する旨を規定したものである。つまり、商業捕鯨モラトリアムは反捕鯨国や動物愛護団体がしばしば述べるような捕鯨の永久禁止規定ではなく、科学的根拠に基づいた適切な資源管理を実現するための道筋の中の一つの過程であり、適切な商業捕鯨の捕獲枠を設定し、商業捕鯨を再開するプロセスを規定しているのである。当初、我が国を含む数か国が異議を申し立てたものの、結果として 1986 年漁期にモラトリアムが適用され、我が国においても 1987 年漁期を最後に大型鯨類を対象とする全ての商業捕鯨が一時的に停止されることとなった（図 1）。

ノルウェーは一時に商業捕鯨を停止したが、モラトリアムへの異議申し立てを撤回していなかったことから 1993 年より商業捕鯨を再開した。また、一旦 IWC を脱退したアイスランドもモラトリアムに留保を付して 2002 年に再加盟し、2006 年より商業捕鯨を行っている。これら以外に、現在 IWC の下では、国際捕鯨取締条約附表第 13 条に基づくアラスカ・イヌイット他に許された先住民生存捕鯨が行われている。

モラトリアムの採択以降、IWC が長年にわたり機能不全に陥る中、我が国は、鯨類資源管理の発展に科学面からも貢献してきた。科学的情報の確実性を高めるプロセスにおいては、

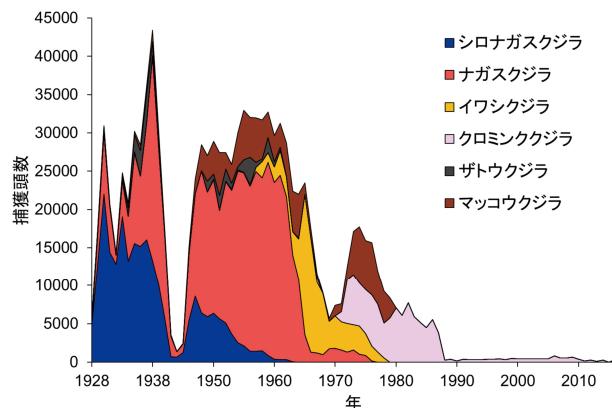


図 1. 1928 年から 1986/87 年までの南極海母船式捕鯨による鯨種別捕獲頭数の変遷、1987/88 年以降は調査による標本採集数の変遷（Allison 2016 を改変）

捕獲調査を含む鯨類科学調査を実施して科学的情情報を収集してきた。不確実性が存在する中で適切な資源管理を行うプロセスにおいては、IWC 科学委員会（SC）における、鯨類の捕獲枠の算定を可能とする改訂管理方式（RMP : Revised Management Procedure）の開発に貢献し、1994 年に IWC は RMP を鯨類資源管理措置とすることに合意した。

先述したとおり、1982 年に採択された商業捕鯨モラトリアムは、1990 年までに“ゼロ以外の捕獲枠の設定を検討する”ことを明確に規定している。しかし、反捕鯨国は、我が国の鯨類資源管理への科学面での貢献にも拘わらず、ゼロ以外の捕獲枠設定の検討ではなく、モラトリアムの維持自体を目的とするようになり、彼らが過半数を占める IWC ではモラトリアム導入の当初の趣旨がないがしろにされた状態が続いてきた。

我が国は、2014 年の第 65 回 IWC 総会での日本沿岸域におけるミンククジラ捕獲枠提案とその後の公開質問により、反捕鯨国が商業捕鯨に反対する理由は、科学や国際法ではなく、鯨類と捕鯨に関する根本的な立場の相違であることを明らかにした。そして、このことを踏まえ、我が国は、2018 年に開催された第 67 回 IWC 総会で、資源が豊富な鯨種に限つての捕獲枠設定と、根本的な立場を異にする持続的利用支持国と反捕鯨国との共存を目指す手続き規則の修正とあわせた IWC 改革案を提案したが、反捕鯨国は商業捕鯨は一切認めないとする頑なな態度を変えず、否決された。

以上の経緯のとおり、IWC には、鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが明らかとなつたため、我が国は、2018 年 12 月、IWC からの脱退を決定した。2019 年 6 月末を以て IWC から脱退し、同年 7 月から商業捕鯨を我が国領海と EEZ 内で再開する予定である。

以下に大型鯨類におけるそれらニーズと背景、そして調査の現状について概説する。

大型鯨類資源研究のニーズ

大型鯨類資源研究の直接的ニーズは、まず捕鯨対象資源の適切な保存と管理を行うための科学的根拠を強化することにあり、科学的に持続可能なレベル（捕獲頭数）の捕鯨の再開が目標である。このために、対象資源の系群構造を明確にし、資源量を把握し、再生産率を推定し、資源管理モデルを開発して、資源の持続的利用を図っていくことが重要である。我が国は、IWC を脱退し、資源が健全であることが確認されている鯨種を対象とした商業捕鯨を 2018 年 7 月から再開するが、その際の捕獲枠は RMP に基づき算定することとしており、今後の安定的な捕鯨業のためには、継続的な鯨類資源研究が必要である。

また、南極海は、世界で最も鯨類資源が豊富な水域であり、将来、これらの資源を国際的に利用する必要が出てくる可能性がある。したがって、我が国が IWC を脱退しても、科学的根拠に基づく適切な鯨類資源管理を実現するために、鯨類の資源量や生態を継続して把握するための調査を南極海で継続する必要がある。

大型鯨類資源研究のニーズはこれらにとどまらない。かつて公海流し網の操業停止に至るほどに深刻化した鯨類の混獲問題への対処、漁業資源を巡る人間と鯨類の競合問題、鯨類の船舶との衝突問題への対処にも鯨類資源研究の明確なニーズがある。我が国では、生態系モデルを構築し鯨類と他の魚種との生態系における関係性を理解し、鯨類やその他の水産資源の管理に貢献することを目指しており、ここにも大型鯨類資源研究へのニーズがある。ホエールウォッキングなど新海洋産業の管理にも、対象種の資源・生態研究が必要とされている。さらに、潜在的ニーズとして、海洋における生物多様性の保持と将来への継承のためにも希少種を含めた鯨類資源研究があることは言うまでもない。

大型鯨類資源研究の枠組み

IWC が大型鯨類資源の管理機関として機能していた時代には、下部組織の IWC/SC は、本委員会の指示により資源の診断、評価、捕獲枠の勧告を行い、またモラトリアムが実施されてからは包括的資源評価と RMP の開発、並びに RMP 適用試験を行ってきた。IWC/SC は、加盟国派遣科学者、招聘専門家、国際機関からのオブザーバーなど総勢 200 名以上の専門家から構成され、毎年 4 ～ 6 月頃に、2 週間程度の年次会合を開き、必要に応じて作業部会や中間会合を開催する。2018 年現在では、9 分科会 6 作業グループが設立されている。

また、北大西洋海域では北欧諸国・地域による北大西洋海産哺乳動物委員会 (NAMMCO : North Atlantic Marine Mammal Commission) が独自の鯨類資源管理を行っている (<http://www.nammco.no/>)。同委員会にも下部機関として科学委員会があり、親委員会に科学的助言を行っている。日本は、親委員会と科学委員会にオブザーバー参加している。太平洋海域の北太平洋海洋科学機関 (PICES : North Pacific Marine Science Organization) は鯨類など高次捕食者が生態系に与える影響を評価しているが、資源管理は目指していない

い (<http://www.pices.int/>)。

我が国における大型鯨類資源研究については、水産庁が中心となり、遠洋水産研究所（遠洋水研）の鯨類関連の 2 研究室を経て、2011 年 9 月 1 日に発足した水産総合研究センター（2016 年 4 月より水産研究・教育機構）国際水産資源研究所（国際水研）の鯨類関連の 1 グループ（鯨類資源グループ）が、大型鯨類を含めた鯨類資源の管理に関する調査・研究を担っている。1987 年に、（財）捕鯨協会と鯨類研究所を発展的に再組織化して設立された日本鯨類研究所（日鯨研）は、南極海および北西太平洋における鯨類科学調査を主体に広範に資源研究に取り組むとともに、社会科学的な研究や広報活動、さらに鯨肉の市場流通調査など幅広い活動を行っている (<http://www.icrwhale.org/>)。

大型鯨類資源研究の個別テーマと実態

(1) 大型鯨類資源の包括的評価と詳細評価

IWC が 1982 年に採択した商業捕鯨モラトリアムには、商業目的の鯨の捕獲頭数を一時的にゼロとすることとともに、鯨類資源の包括的評価を行い、ゼロ以外の捕獲枠の設定を検討することが明示されている。この規定の下に、IWC/SC は

- ①資源分析および評価手法の見直し
- ②最良のデータと手法に基づく個別資源の包括的評価
- ③RMP の開発

を開始した。

資源量分析手法としては目視調査法が支持されその基準化が進み (IWC 1994)、さらに資源評価法としていわゆる Hitter/Fitter 法が標準的方法として用いられるようになった (de la Mare 1989)。また、個別資源の詳細評価（包括評価とも呼ばれる）は、1990 年のコククジラ資源評価から始まり、以後、クロミンククジラ、北太平洋ミンククジラ、北大西洋ミンククジラ、北大西洋ナガスクジラ、北太平洋ニタリクジラ、北大西洋ザトウクジラなどデータが十分にそろった鯨種について行われ、現在は北太平洋のイワシクジラとザトウクジラの詳細評価が行われている最中である。また、今後詳細評価を行う鯨種についても検討が進められている。

RMP の開発は、IWC/SC が最も力を入れた活動の一つで、提起より 16 年に及ぶ比較検討の結果、情報の不確実性に頑健な RMP が完成し、1992 年に合意を見た (田中 2002)。北太平洋のミンククジラとニタリクジラで実際のデータを用いた第 1 回目の適用試験が 2003 年と 2008 年にそれぞれ終了した。2013 年には、北太平洋のミンククジラについての 2 回目の試験が終了し、まもなく北太平洋ニタリクジラの第 2 回目の適用試験の終了と、ミンククジラの 3 回目の試験の開始が予定されている。

しかしながら、IWC/SC により RMP が完成した後も、総会において反捕鯨国側がその運用を補完する監視取締制度の必要性を主張し、IWC 総会はこれらを実際に運用するための改訂管理制度 (RMS : Revised Management Scheme) の制定に着手した。しかしながら、10 年以上にわたる協議にもかかわらず、反捕鯨国の執拗な抵抗によって RMS は完成に至らず、本件に関する議論は 2006 年に事実上打ち切りを

余儀なくされた。また、2013 年の北太平洋ミンククジラの RMP 適用試験の結果を用いて、日本政府は 2014 年の IWC 本委員会で北太平洋におけるミンククジラ 17 頭の捕獲枠設定を提案し、また 2018 年には資源が豊富な鯨種に限っての捕獲枠設定の提案を行ったが、反捕鯨国の反対によりともに否決された（「背景」の章を参照）。

なお、我が国が関係する鯨類種の捕獲実績の統計については、本書の魚種別解説（クロミンククジラ、ミンククジラ、シロナガスクジラ、ニタリクジラ、イワシクジラ）中の統計を参照されたい。

（2）IWC との国際共同調査プロジェクト（IDCR 国際鯨類調査 10 か年計画／SOWER 南大洋鯨類生態総合調査、POWER 北太平洋鯨類生態総合調査）

（a）南極海

国際鯨類調査 10 か年計画（IDCR : International Decade of Cetacean Research）は、実質的には IWC が 1978/79 年度に各国の捕鯨船団と独立した目視調査船団を組織し、クロミンククジラを対象とした資源調査航海を行ったことによりスタートした。初期には 6 年間で南極を一周するペースで調査が実施され、2003/04 年度で 3 周目の調査が終了した。1996/97 年度からは南大洋鯨類生態総合調査（SOWER : Southern Ocean Whale and Ecosystem Research）に移行し、2009/10 年度まで調査が実施された。これらの調査航海によって、鯨類目視法が著しく発展した。日本政府は、1978 年の第 1 回調査航海より調査船および乗組員を派出するなど、積極的にこの計画を支援した（松岡 2002）。これら IDCR と SOWER の目視調査結果に基づくクロミンククジラ資源量推定については、10 年以上の討議を経て 2012 年の IWC で決着を見た。第 2 周目と第 3 周目の資源量推定値（95% 信頼区間）はそれぞれ 720,000 頭（95% 信頼区間 = 512,000-1,012,000）（1985/86-1990/91 年）と 515,000 頭（361,000-733,000）（1992/93-2003/04 年）で合意され、本種の詳細資源評価に用いられた。

（b）北太平洋

2010 年から北太平洋において、IWC と日本による国際共同目視調査（POWER : Pacific Ocean Whale and Ecosystem Research program）が実施されている。POWER は、主にイワシクジラとニタリクジラの資源量推定と系群構造解明を目的に開始され、2016 年にこれら鯨種の主要分布域の 1 つである北太平洋中部および東部の沖合域における調査を一旦終了した。本調査のデータを用いたイワシクジラの資源量推定がすでに行われるなど（Hakamada *et al.* 2017）、本調査の結果は、IWC の詳細資源評価や RMP 適用試験に際して、重要な情報をもたらすことが期待されている。なお、2017 年以降は 3 年間をかけて、これまで大規模な目視調査が実施されていなかったベーリング海全域を調査する予定であり、初年度である 2017 年にはベーリング海東部における調査が、2018 年には同中央部における調査が、それぞれ実施された。

（3）我が国の鯨類科学調査

我が国は、国際捕鯨取締条約第 8 条に基づき、科学的研究を目的とした捕獲をともなう鯨類科学調査を南極海および北西太平洋で行ってきた。

（a）南極海

南極海では、1987/88 年度からクロミンククジラの生物学的特性値の取得を主目的とした南極海鯨類捕獲調査（JARPA : Japanese Whale Research Program under Special Permit in the Antarctic）を実施してきた（年間捕獲目標数はクロミンククジラを 400 ± 10% 頭（1994 年度までは同 300 ± 10% 頭））。JARPA は 2005 年 3 月に 18 年間の計画を終了したが、18 年間の調査により得られた情報の解析を通して、鯨類を中心とする南極海生態系の構造が現在もなお変化し続いていることが示唆された。そのため、このような変化を検証するために、第 2 期調査（JARPA II）が 2005/06 年度より開始された。JARPA II では、クロミンククジラ（同 850 頭 ± 10% 頭）に加えて資源が大幅に回復しつつあるナガスクジラやザトウクジラも調査の捕獲対象に加えるなど（それぞれ 50 頭ずつ。ただし、当初 2 年間はナガスクジラのみ 10 頭捕獲）、調査の内容を拡充した。なお、特に反捕鯨国の関心の高いザトウクジラについては IWC の正常化プロセス進行中は捕獲が延期され、JARPA II では捕獲されることとはなかった。JARPA II の成果は 2014 年に科学委員会によりレビューされ、系群構造や生物学的特性値など資源管理に資する重要な情報が得られたことが評価されるとともに、鯨類を中心とする南極海生態系の変化が継続していることが認識されることとなった（IWC 2015）。

その一方、2014 年 3 月、国際司法裁判所（ICJ : International Court of Justice）は、豪州が JARPA II は ICRW に違反しているとして 2010 年 5 月に我が国を提訴した事案について、JARPA II が ICRW の規定の範囲に収まらないとして、その中止を命じる判決を出した。しかし、ICJ は、捕獲（致死的）調査自体は禁止しておらず、むしろ、将来日本が捕獲を伴う調査を計画する際には判決の指摘事項を考慮することを期待する旨を示した（パラグラフ 246）（判決文は <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/shihai/> を参照）。この判決の趣旨を踏まえ、日本は、2014 年 4 月、「国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類捕獲調査を実施し、商業捕鯨の再開を目指すという基本方針を堅持」することを表明した（水産庁 2014）。この方針に基づき、判決で示された基準を反映させた新たな南極海鯨類科学調査計画（NEWREP-A : New Scientific Whale Research Program in the Antarctic Ocean）の案を IWC/SC へ提出し（Government of Japan 2015a）、IWC/SC の討議を経て最終化し（Government of Japan 2015b）、2015 年冬期より調査を実施している。NEWREP-A の計画策定にあたって、日本は、ICJ 判決の主な指摘事項に具体的に対応し、また、上記の ICJ 判決で示された期待にも応え、NEWREP-A は判決に整合したものとなっている。

NEWREP-A の調査目的の一つは、将来的なクロミンククジラの商業的捕鯨枠の算出に貢献するため、RMP で用いる

生物学的・生態学的情報（例えば、資源の年輪組成、性成熟年齢やそれらの変動）を高精度に把握することにある。調査では目視による資源量推定、捕獲を通じたクロミンククジラの年齢組成・性成熟・系群などの把握、その他鯨種の皮膚サンプルの収集、衛星標識・データロガーを用いた回遊・接餌行動の観察などを行い、より高い精度で資源の動態メカニズムを把握する。もう一つの目的は、鯨に加えてその餌環境を調査することで、鯨類を中心とした南極海生態系モデルを構築し、その構造や動態を研究することである。鯨類の栄養状態の解析やオキアミ資源量の把握はその一環である。生態系モデルの構築は、持続可能な捕獲頭数の算出にとどまらず、南極海生態系の理解促進という科学的に重要な課題にも対応することができる。また、調査では、非致死的な調査手法の実行可能性、有用性を検証し、より適切な手法の組み合わせを模索していくことにしている。

我が国の ICRW からの脱退に伴い、NEWREP-A は 2018/19 年調査をもって終了する。

(b) 北西太平洋

北西太平洋では、1994～1999 年度にかけて、ミンククジラの系群構造解明を目的とした北西太平洋鯨類捕獲調査 (JARPN) が行われてきたが、2000 年からは漁業と鯨類との競合問題の解明を目指した総合的な生態系調査としての第二期北西太平洋鯨類科学調査 (JARPN II) に移行し、2016 年度まで実施された。JARPN II における必要標本数は、胃内容物の種組成を一定の精度をもって把握することを目的に、イワシクジラは 100 頭 (2004 年以降)、ニタリクジラは 50 頭 (2000 年以降)、ミンククジラは鮎川沖の春季調査、釧路沖の秋季調査でそれぞれ 60 頭ずつ (2005 年以降)、沖合調査で 100 頭 (2000 年以降) が、2013 年まで設定されていた。2014 年以降は、ICJ 判決の趣旨を踏まえ、調査目的を限定するなどして、また、捕獲予定数の一部を非致死的手法に再配分したうえで非致死的手法の実行可能性実験を行うこととした（沿岸捕獲頭数：ミンククジラ 102 頭、沖合捕獲頭数：イワシクジラ 90 頭、ニタリクジラ 25 頭の捕獲標本数）、非致死的方法（バイオプシーを用いた表皮採取、脱糞行動の観察と糞採取）も合わせて実施された。JARPN II の成果は 2016 年の IWC/SC でレビューされ、系群構造の知見、鯨類と漁業との餌の競合に関する定量的な評価、海洋生態系における鯨類の役割の評価などの成果について、高い評価を得た (IWC 2016)。

日本政府は、持続可能な商業捕鯨の再開のために解決すべき科学的課題を改めて検討し、2016 年 11 月、JARPN および JARPN II の成果も踏まえ、新北西太平洋鯨類科学調査計画 (NEWREP-NP : New Scientific Whale Research Program in the western North Pacific) を策定し、IWC/SC に提出した (Government of Japan 2017)。本計画については、同科学委員会の手続きを経て最終化され、2017 年から調査が開始された。目標捕獲頭数は沿岸域でミンククジラ 127 頭、沖合域でイワシクジラ 134 頭、ミンククジラ 43 頭となっている。NEWREP-NP の調査目的は、日本沿岸域におけるミンク

クジラのより精緻な捕獲枠算出および沖合におけるイワシクジラの妥当な捕獲枠算出である。調査項目には、系群構造仮説の検証や生物学的特性値の収集に加え、非致死的調査（目視調査、バイオプシーによる表皮採取、衛星標識による追跡など）や非致死的手法の検証（DNA 分析による年齢査定の実行可能性検証）も含まれている。

我が国の ICRW からの脱退に伴い、NEWREP-NP は 2019 年 6 月をもって終了する。

(4) 北太平洋鯨類目視調査

2018 年 7 月からの商業捕鯨対象鯨種の包括的鯨類資源評価および RMP 運用試験に供するため、我が国では引き続き主要大型鯨類資源の情報を取得していく必要があり、また小型捕鯨業およびいるか漁業の対象種についても資源状態を把握しつつ適切に資源管理を実施する必要がある。このため、国際水研が主体となり目視調査航海を行い、主要鯨類の資源量を推定している（図 2）。実施体制としては水産研究・教育機構調査船並びに用船による調査である。また、近年は東シナ海や日本海南部において韓国と、また日本海北部やオホツク海、カムチャッカ半島近辺ではロシアと共同調査を実施するなど、国際的な研究協力も行われている（宮下 2001）。前述のように、IWC および日本による POWER 航海が、大型鯨類資源に関する情報収集を目的に 2010 年から北太平洋で実施されている（図 3）。

なお、目視調査で得られた情報に基づく資源量推定値など

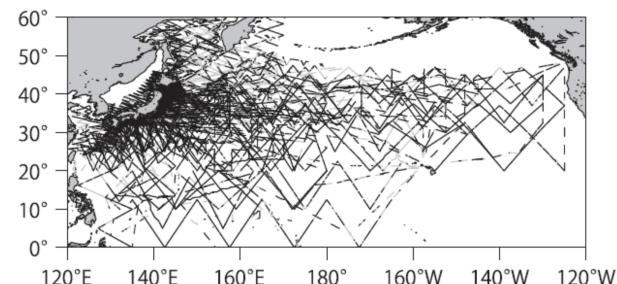


図 2. 北太平洋鯨類目視調査航跡図（1983～2006 年）
(Kanaji et al. 2015 を改変)

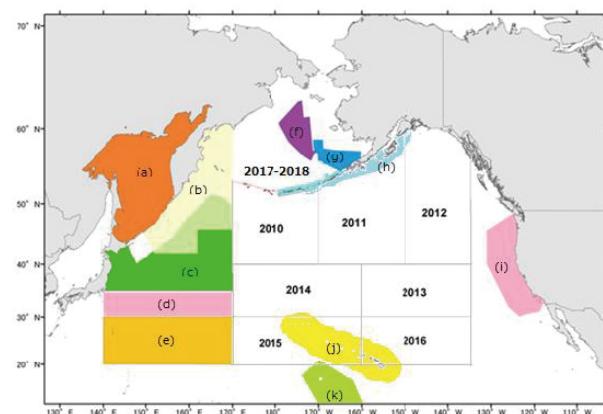


図 3. IWC/POWER の調査海域（実施年が入っている海域）(Kato et al. 2016 より)
色付きの海域は IWC/POWER 以外で最近カバーされた海域を示す。

の科学的情報は、ICRW 脱退後も IWC/SC にオブザーバーとして出席して提供していく予定である。

(5) 南極海鯨類目視調査

南極海は、世界で最も鯨類資源が豊富な水域であり、将来、これらの資源を国際的に利用する必要が出てくる可能性がある。したがって、科学的根拠に基づく適切な鯨類資源管理を実現するために、鯨類の資源量や生態を継続して把握するための非致死的調査を継続する必要がある。

(6) 新海洋産業管理および希少生物管理

小笠原、座間味、土佐湾、笠沙などでのホエールウォッチング、また伊豆諸島や小笠原などドルフィンスイムなどの新海洋産業が各地で定着しつつある。これら新産業は行政管轄のはざまにあり、必ずしも産業として適切に管理されていない。したがって、これらの管理にも対象資源の管理研究が必要であるばかりでなく、沿岸性鯨類の分布や移動、系群構造などに関する情報のニーズも高く、これを受ける形で国際水研が現地機関などと連携しつつ分布調査や生息数調査を実施している。

(7) その他

その他、海洋汚染、混獲問題などへの対処に関する調査研究が行われている。また、市場に流通する鯨肉の DNA 鑑定に関する研究も行われている。

主な大型鯨類の資源量

大型鯨類の資源量推定値については、IWC のウェブサイト (<https://iwc.int/estimate>) に主要なものがまとめられている（表1）。

執筆者

外洋資源ユニット

鯨類サブユニット

国際水産資源研究所 外洋資源部 鯨類資源グループ

吉田 英可・村瀬 弘人

参考文献

- Allison, C. 2016. IWC individual catch database Version 6.1; Date: 18 July 2016. (Available from IWC).
- de la Mare, W.K. 1989. The model used in the HITTER and FITTER program (Program FITTER. SC40), Annex L, Report of the Scientific Committee. Rep. Int. Whal. Commn., 39: 150-151.
- Government of Japan. 2015a. Proposed research plan for New Scientific Whale Research Program in the Antarctic Ocean (NEWREP-A). <http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/pdf/151127newrep-a.pdf> (2017年11月22日)
- Government of Japan. 2015b. Implementation of the New Scientific Whale Research Program in the Antarctic Ocean (NEWREP-A). <http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/pdf/implementation.pdf> (2017年11月22日)
- Government of Japan. 2017. Research Plan for New Scientific Whale Research Program in the western North Pacific (NEWREP-NP). <http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-6.pdf> (2017年11月22日)
- 藤瀬良弘. 2002. 鯨類捕獲調査がめざすもの. In 加藤秀弘・大隅清治（編），鯨類資源の持続的利用は可能か—鯨類資源研究の最前線—. 生物研究社. 34-44 pp.
- Hakamada, T., Matsuoka, K., Murase, H., and Kitakado, T. 2017. Estimation of the abundance of the sei whale *Balaenoptera borealis* in the central and eastern North Pacific in summer using sighting data from 2010 to 2012. Fish. Sci., 83(6): 887-895. doi: 10.1007/s12562-017-1121-1
- IWC (International Whaling Commission). 1994. Guideline of conducting surveys and analyzing data within the Revised Management Scheme. Rep. Int. Whal. Commn., 44: 168-174.
- IWC (International Whaling Commission). 2015. Report of the Expert Workshop to Review the Japanese JARPAII Special Permit Research Programme. J. Cetacean Res. Manage., 16 (Suppl.): 369-409.
- IWC (International Whaling Commission). 2016. Report of the Expert Panel of the Final Review on the Western North Pacific Japanese Special Permit Programme (JARPN II). J. Cetacean Res. Manage., (Suppl.) 18: 529-592.
- Kanaji, Y., Okazaki, M., Kishiro, T., and Miyashita, T. 2015. Estimation of habitat suitability for the southern form of the short-finned pilot whale (*Globicephala macrorhynchus*) in the North Pacific. Fish. Oceanogr., 24: 14-25.
- Kato, H., Matsuoka, K., Miyashita, T., Murase, H., and Pastene, L.A. 2016. Proposal for the 2017 and 2018 IWC-Pacific Ocean Whale and Ecosystem Research (POWER). Paper SC/66b/IA/06. 11 pp.
- 松岡耕二. 2002. 南極海におけるクロミンククジラアセスマント航海の変遷と概要. In 加藤秀弘・大隅清治（編），鯨類資源の持続的利用は可能か—鯨類資源研究の最前線—. 生物研究社，東京. 118-123 pp.
- 宮下富夫. 2001. 日本の鯨類目視調査の現状と将来. 海洋と生物, 134 (Vol. 23, no. 3): 264-268.
- 水産庁. 2014. プレスリリース 今後の鯨類捕獲調査の実施方針についての農林水産大臣談話について. 水産庁, 東京. <http://www.jfa.maff.go.jp/press/koho/140418.html> (2014年4月)
- 田中栄次. 2002. IWC 改訂管理方式. In 加藤秀弘・大隅清治（編），鯨類資源の持続的利用は可能か—鯨類資源研究の最前線—. 生物研究社，東京. 45-49 pp.

表 1. 主要な大型鯨類の資源推定量推定値 (IWC ホームページより改変)

| 種類 | 海域（系群） | 推定年 | 推定値 | およそその95%信頼区間 |
|----------|------------------------|-----------------|-----------------|---------------------|
| クロミンクジラ | 南半球 | 1985/86-1990/91 | 720,000 | 510,000 - 1,010,000 |
| | | 1992/93-2003/04 | 515,000 | 360,000 - 730,000 |
| ミンクジラ | 北大西洋 | | | |
| | 北東系群 | 1989 | 64,000 | 50,000 - 80,000 |
| | | 1995 | 112,000 | 95,000 - 130,000 |
| | | 1996-2000 | 80,000 | 65,000 - 100,000 |
| | | 2003-2007 | 81,000 | 60,000 - 110,000 |
| | 中央系群 | 2008-13 | 90,000 | 60,000 - 130,000 |
| | | 2005-2007 | 50,000 | 30,000 - 85,000 |
| | 西グリーンランド系群 | 2007 | 17,000 | 7,500 - 39,000 |
| | 北太平洋 | | | |
| | 西太平洋-オホーツク海系群 | 1989-90 | 25,000 | 12,800 - 48,600 |
| | | 2003 | 約 22,000+ | レビュー中 |
| シロナガスクジラ | 南半球(ピグミーシロナガスクジラを除く) | 1997/98 | 2,300 | 1,150 - 4,500 |
| ナガスクジラ | 北大西洋 | | | |
| | 東グリーンランド-フェロー系群 | 1987-9 | 15,000 | 11,000 - 19,000 |
| | | 1995 | 22,000 | 16,000 - 30,000 |
| | | 2001 | 26,000 | 20,000 - 33,000 |
| | 西グリーンランド系群 | 2007 | 22,000 | 16,000 - 30,000 |
| コククジラ | 北太平洋 | | | |
| | 東系群 | 1997/98 | 21,000 | 18,000 - 24,000 |
| | | 2000/01 | 16,500 | 14,000 - 18,000 |
| | | 2001/02 | 16,000 | 14,000 - 18,000 |
| | 西系群 | 2006/07 | 19,000 | 17,000 - 22,000 |
| ホッキョククジラ | 北太平洋 | | | |
| | ベーリング海-チュコト海-ボーフォート海系群 | 2001 | 10,500 | 8,000 - 13,000 |
| | | 2004 | 12,600 | 8,000 - 20,000 |
| | | 2011 | 17,000 | 15,700 - 19,000 |
| | 西グリーンランド接餌海域 | 2012 | 1,300 | 900 - 1,600 |
| ザトウクジラ | 南半球 | | | |
| | 一部の南極海接餌海域 | 1997/98 | 42,000 | 34,000 - 52,000 |
| | 南米東方海域 | 2005 | 6,200 | 4,600 - 8,500 |
| | 南米西方海域 | 2003-4 | 2,900 | 2,000 - 4,200 |
| | 西オーストラリア | 2008 | 29,000 | 24,000 - 40,000 |
| | 西アフリカ | 2005 | 9,800 | 7,000 - 12,000 |
| | 東アフリカ繁殖系群(複数) | 2006 | 14,000 | 11,000 - 19,000 |
| | 北大西洋 | | | |
| | 西部北大西洋 | 1992-93 | 11,600 | 10,000 - 13,000 |
| | 西グリーンランド | 2007 | 2,700 | 1,400 - 5,200 |
| セミクジラ | 北太平洋 | 2007 | 22,000 | 19,000 - 23,000 |
| | アラビア海 | 2007 | 80 | 60 - 110 |
| | 南半球 | 2009 | 12,000 | |
| | 南西大西洋 | 2009 | 3,300 | |
| | 南アフリカ | 2009 | 3,900 | |
| | ニュージーランド亜南極海域 | 2009 | 2,700 | |
| ニタリクジラ | オーストラリア西方から中央南方 | 2009 | 2,000 | |
| | 北大西洋 | 2010 | 490 | |
| 西部北太平洋系群 | 1999-2000 | 21,000 | 11,000 - 38,000 | |